

○酒田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(平成20年6月30日告示第283号)

改正	平成21年6月29日告示第285号	平成22年6月24日告示第343号
	平成23年6月15日告示第357号	平成24年6月13日告示第399号
	平成25年7月1日告示第492号	平成26年8月6日告示第500号
	平成27年1月19日告示第14号	平成27年6月1日告示第455号

(趣旨)

第1条 この告示は、所得状況に応じて私立幼稚園の園児の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする酒田市私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、酒田市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助金額)

第2条 私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が、当該幼稚園に在園し、本市に住所を有する者のうち、別表第1に定める区分のいずれかに該当する世帯の園児及び幼稚園に同時に3人以上就園している世帯の第3子以降の園児に係る入園料及び保育料(園則等に定めのある場合は、入学料及び授業料。以下「保育料等」という。)を減免する場合に、市長は、別表2に定める区分ごとの減免限度額(年額)を限度として、当該設置者に対し補助を行うものとする。

2 世帯の区分に係る課税額の算定については、園児と同一世帯に属して生計を一にしている保護者及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の市町村民税所得割課税額の合計額による。ただし、単身赴任のように園児と保護者の居住が別の場合であっても、保護者の世帯と園児の属する世帯が、経済的に生計同一である場合には、同一世帯として取り扱う。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする設置者は、規則第3条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書(様式第1号)
- (2) 保育料等減免措置に関する調書(様式第2号)
- (3) 園則など保育料等の額を明らかにする書類

2 市長は、課税状況確認承諾書を保護者が提出することにより、補助金の交付に係る課税状況の調査を行うものとする。

3 前項によらない場合は、市町村長の発行する課税証明書を添付しなければならない。

4 生活保護法(昭和25年法律第144条)の規定による保護を受けている世帯にあっては、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書を添付しなければならない。

(減免措置方法の報告)

第4条 規則第6条の規定による補助金交付の決定を受けた設置者は、保育料等の減免措置の方法を私立幼稚園就園奨励費補助金に係る減免措置の方法に関する報告書(様式第3号)により速やかに市長に報告するものとする。

(補助事業等の変更の承認)

第5条 設置者は、規則第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、規則第8条に定める補助事業等変更申請書に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書(様式第1号)

(2) 保育料等減免措置に関する調書（様式第2号）

（実績報告）

第6条 設置者は、減免措置を完了した後速やかに規則第13条で定める補助事業等実績報告書及び私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績内訳書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（証拠書類の備付け）

第7条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料等の減免をしたことを明らかにした証拠書類として、保育料等の減免について（様式第5号）を備え付けておかなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による書類の提出を求めることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
（酒田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止）
- 2 酒田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成19年告示第217号）は、廃止する。
（生活扶助基準等の見直しに係る平成26年度の特例措置）
- 3 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正により生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等に対する支援給付が廃止された場合、「生活扶助基準の見直しに伴う他制度における経過措置等の円滑な実施に係る留意事項について（平成25年7月17日付け社援保発0717第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」又は「中国残留邦人等に対する支援給付の見直しに伴う他制度における経過措置等の円滑な実施に係る留意事項について（平成25年7月23日付け社援企発0723第3号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知）」により福祉事務所長が発行する保護廃止証明書又は中国残留邦人等に対する支援給付を実施する機関の長が発行する支援給付廃止証明書を提示することにより、生活保護世帯と同様の取扱いとする。

附 則（平成21年6月29日告示第285号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年6月29日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の酒田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則（平成22年6月24日告示第343号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年6月24日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の酒田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則(平成23年6月15日告示第357号)

- 1 この告示は、平成23年6月15日から施行する。
- 2 この告示による改正後の酒田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則(平成24年6月13日告示第399号)

この告示は、平成24年6月20日から施行する。

附 則(平成25年7月1日告示第492号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示による改正後の酒田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成26年8月6日告示第500号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年8月6日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示による改正後の酒田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則(平成27年1月19日告示第14号)

この告示は、平成27年1月19日から施行する。

附 則(平成27年6月1日告示第455号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年6月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示による改正後の酒田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。

別表第1(第2条関係)

区分	補助対象となる基準
第Ⅰ階層	生活保護世帯
第Ⅱ階層	当該年度に納付すべき市町村税が非課税の世帯(均等割及び所得割が共に非課税の世帯)又は市町村民税の所得割が非課税の世帯
	当該年度に納付す 34,500円+(16歳未満

第Ⅲ階層	べき市町村民税の所得割額が、右記の計算式による基準額以下の世帯	の扶養親族の数×2 1,300円)+(16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円)
第Ⅳ階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が、右記の計算式による基準額以下の世帯	171,600円+(16歳未満の扶養親族の数×19,800円)+(16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円)

備考 1 市町村民税所得割額は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。

2 扶養親族の年齢は、当該年度の前年の12月31日現在とする。

別表第2(第2条関係)

区分	減免限度額(年額)				
	兄若しくは姉がいない場合、兄若しくは姉が未就学児の場合又は兄若しくは姉が小学校4年生以上の場合			兄又は姉が小学校1年生から3年生の場合	
	園児が1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児(第3子以降)	小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1年生から3年生の兄若しくは姉を2人以上有している園児(第3子以降)
第Ⅰ階層	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
第Ⅱ階層	272,000円	290,000円	308,000円	290,000円	308,000円
第Ⅲ階層	115,200円	211,000円	308,000円	211,000円	308,000円
第Ⅳ階層	62,200円	185,000円	308,000円	185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯	-	154,000円	308,000円	154,000円	308,000円

備考 1 途中入園、途中退園又は休園により、保育料等が在園期間に応じて支払われた場合の減免限度額は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める算式により算出した額とする。

(1)入園料を支払った場合 上記減免限度額 × (支払月数 + 3) / 15(100円未満は四捨五入)

(2)入園料を支払わない場合 上記減免限度額 ×支払月数 / 12(100円未満は四捨五入)

2 実際の支払額が上記減免限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

3 兄又は姉が保育所、認定こども園若しくは特別支援学校幼稚部に在園している場合又は福祉型児童発達支援センター等に通う就学前児童の場合も、第2子以降の優遇措置の対象とする。

様式第1号(第3条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

保育料等減免措置に関する調書

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金に係る減免措置の方法に関する報告書

[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績内訳書

[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

保育料等の減免について

[別紙参照]